

都区のあり方検討委員会運営規程

平成 19 年 6 月 12 日

1 9 都 区 協 第 3 号

(目的)

第 1 この規程は、「都区のあり方検討委員会設置要綱（平成 18 年 11 月 14 日 18 都区協第 16 号）」第 8 の規定に基づき、都区のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(委員会の招集)

第 2 会長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ委員に対し、会議の場所、日時、予定案件を通知しなければならない。

2 招集の通知後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議の案件とすることができる。

(会議の公開)

第 3 会議は原則として公開する。ただし、会長が必要と認めたときは、これを非公開とすることができる。

(幹事会の報告)

第 4 幹事会の調査検討事項は、座長が委員会に報告する。

(会議録等)

第 5 会議の議事の概要を記載した会議録を会議の都度作成し、公開する。ただし、非公開とされた会議の記録は公開しない。

2 会議資料は原則として公開する。ただし、会議において会長が非公開と決定した資料は公開しない。

(傍聴人)

第 6 会議を傍聴しようとする者は、第 5 項に定める受付時間内に傍聴許可申請書（別記第 1 号様式）を提出し、傍聴許可書（別記第 2 号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が認める者は、傍聴証（別記第 3 号様式）の交付を受けて傍聴することができる。

3 傍聴人（報道関係者で会長が認めるものを除く。）の定員は 30 人とする。

4 会議を傍聴しようとする者（報道関係者で会長が認めるものを除く。）が傍聴人の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定し、傍聴許可書を交付する。

5 傍聴許可申請の受付時間は会議開始時刻の 30 分前から 15 分前までの 15 分間とする。

(傍聴人の入場、係員の指示)

第 7 傍聴人は、会場に入るときは、傍聴許可書又は傍聴証を係員に示さなければならない。

2 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴できない者)

第8 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (5) 酒気を帯びている者
- (6) その他、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等の議事を妨害しないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第10 傍聴人は、録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の退場)

第11 傍聴人は、次の各号に定める場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が会議を非公開とし、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、会長が傍聴人の退場を命じたとき。

(補則)

第12 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

別記

第1号様式（第6関係）

第 号
傍聴許可申請書
第 回都区のあり方検討委員会（平成 年 月 日開催）の会議を傍聴したいので、許可を申請します。
平成 年 月 日
住所
氏名
都区のあり方検討委員会会長 殿

（日本工業規格 A 列 6 番）

第2号様式（第6関係）

（表）

第 号
傍聴許可書
第 回都区のあり方検討委員会（平成 年 月 日開催）の会議の傍聴を許可します。
平成 年 月 日
都区のあり方検討委員会会長 氏名
様

（日本工業規格 A 列 6 番）

(裏)

傍聴される方へ

- 1 都区のあり方検討委員会運営規程を守り、係員の指示に従ってください。
- 2 会場では静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (2) 発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと（病気その他の正当な理由がある場合は、申し出てください。）。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがあります。
- 4 写真撮影や録音等をしようとするときは、許可が必要ですので、あらかじめ係員に申し出てください。

(日本工業規格 A 列 6 番)

第 3 号様式 (第 6 関係)

第 号

報道機関名
氏名

第 回都区のあり方検討委員会
(平成 年 月 日開催)
傍 聴 証

平成 年 月 日

都区のあり方検討委員会会長 氏名

(日本工業規格 A 列 6 番)